

# 平成28年第5回教育委員会 定例会議事録

平成28年5月13日

東久留米市教育委員会

平成28年第5回教育委員会定例会

平成28年5月13日午前10時30分開会

市役所6階 602会議室

議題 (1) 諸報告

- ①平成28年度オリンピック・パラリンピック教育の推進について
- ②文部科学省による通知（教科書採択における公正確保の徹底等）について
- ③その他

---

出席者（5人）

教 育 長	直 原 裕
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 川 雅 代
委 員	細 田 初 雄

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 島 信 行
学 務 課 長	廣 瀬 朋 子
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

---

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

---

傍聴者 3人

### ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時30分)

- 直原教育長 これより平成28年第5回教育委員会定例会を開会します。本日は委員全員が出席です。
- 

### ◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は細川委員にお願いします。  
○細川委員 はい。
- 

### ◎会議の進め方

- 直原教育長 本日の会議の進め方について、説明をお願いします。  
○小島教育総務課長 本日は先に公開で諸報告を行い、続いて、非公開で人事案件の議案審議を行いたいと思います。よろしくをお願いします。  
○直原教育長 お諮りします。本日は先に公開で諸報告を行い、続いて、人事案件の議案審査を行いたいとの説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、新しい日程により進めます。

---

### ◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。  
○鳥越係長 いらっしゃいます。  
○直原教育長 では、お願いします。

(傍聴者 入室)

傍聴の方に本日の会議の進め方についてお知らせします。本日は議案と諸報告にそれぞれ人事案件がありますので、先に公開で議案審議を行い、続いて、非公開での人事案件の議案審議と報告を行います。非公開の会議に入る際にご退席をお願いしますのでよろしくお願います。

---

### ◎議事録の承認

- 直原教育長 議事録の承認に入ります。平成28年4月14日に開催した第4回定例会の議事録についてご確認いただきました。特に修正のご連絡はありませんでしたがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

---

### ◎諸報告

- 直原教育長 諸報告に入ります。「①平成28年度オリンピック・パラリンピック教育の推進について」からお願いします。  
○宍戸指導室長 平成28年度から、都内全ての公立学校においてオリンピック・パラリンピック教育を実施することとなりました。事業内容は、学習指導要領の目標達成を目指し、各教科等の学習内容・活動とオリンピック・パラリンピックを関連づけ、「4つのテーマ」(オリンピック・パラリンピックの精神、スポーツ、文化、環境)と「4つのアクション」[学ぶ(知る)、観る、する(体験・交流)、支える]を組み合わせた取り組みを展開する

というものです。

各校が創意工夫する取り組みについては資料を2枚おめくりいただき、別添2「平成28年度世界ともだちプロジェクト実施要項」をご覧ください。この「世界ともだちプロジェクト」は、東京都教育委員会が提示する5大陸のバランスを考慮して作成した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に参加予定の5カ国地域を一つのグループとする国割表をつくり、これをもとに、本市の小・中学校20校がいずれかのグループを選択し、東京2020大会の開催までの5年間をかけて段階的に充実・深化させていく予定です。グループについてはA3判の「「世界ともだちプロジェクト」学習・交流対象の国・地域グループ一覧」をご覧ください。第1段階では大会参加国や地域を調べ、幅広く学びます。第2段階では、調べ学習をきっかけとして学習した国の中から交流可能な国を選び、間接的、直接的な交流を行い、交流の度合いを深めていくという活動につなげます。

また、今年度はオリンピック・パラリンピック教育重点校として、都内全公立学校の中から100校が指定されますが、本市では南中学校がその指定を受けて、さらなる実践を進めていきます。

- 直原教育長 という内容で、これから全校がオリンピック・パラリンピック教育推進校としてさまざまな活動を進めていきます。ただ今の件について何かご質問等がありますか。
- 尾関委員 小学校と中学校の各グループは重ならないようになるのですか。
- 宍戸指導室長 小学校13校と中学校7校それぞれが47グループのどこかになるように分かれますが、重ならないように検討しています。
- 名取委員 資料を見ると表がグラデーションになっています。これは何か意味がありますか。
- 宍戸指導室長 濃度により大陸ごとに分けています。この資料では濃淡がはっきりせず申し訳ありません。
- 名取委員 本当はカラーで色分けされているのですか。
- 宍戸指導室長 元の資料はカラー刷りで、ヨーロッパ大陸、アメリカ大陸、アフリカ大陸、アジア大陸、オセアニア大陸で色が分かれています。
- 名取委員 ここで決まると今後4年間は、ずっとそこが対象になるということですか。
- 宍戸指導室長 はい。
- 尾関委員 例えば、アメリカ合衆国ですと36、37、38と三つのグループになりますが、36と37を隣の小学校が選んだ場合は重複することになり、アメリカばかりになってしまうということもあり得るのでは。
- 宍戸指導室長 第1カテゴリーは、リオデジャネイロ大会までの夏季大会開催国になっています。国数が少ないので小学校と中学校は重なる可能性はありますが、小学校の中では重ならないように配慮してもらっています。
- 直原教育長 現在、グループの選定を行っている段階だということです。  
続いて、諸報告「②文部科学省による通知（教科書採択における公正確保の徹底等）について」をお願いします。
- 宍戸指導室長 資料の通知文ですが、文部科学省から平成28年3月31日付で東京都教育委員会に送付され、本市に通知されたものの写しです。1番目の資料は東京都教育委員会からの通知です。本文にあるように、複数の教科書発行者が厳格な情報管理が求められている検定申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取した事案や、また、その対価として金品を支払っていたという事案が発覚したことを受けて、その結果を公表したものです。6枚おめくりいただくと、東京都教育委員会のホームページの資料で「教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に基づく東京都教育委員会の調査結果について」があります。

本市では、【類型①】「1 公立学校関係者に対し、対価を伴わず、教科書検定申請本の内容について意見聴取等が行われた事案」が該当しました。もう1枚おめくりいただくと、東京都調査結果内訳が区市町村別に出ています。東久留米市は39番にあり、【類型①】については検定期間中及び採択期間中が3名、またそのうち教科書調査員であった者が1名でした。それぞれについて調査した結果、本市においては教科書採択には何ら影響がなかったと確認できています。

お戻りいただいて、文科省通知の最初の2枚をおめくりいただき、記書きをご覧ください。

「1. 教科書採択の公正確保の徹底について」、「(1) 教科用図書選定審議会委員又は調査員等の選任について」では、委員として不適当な者として、これまでの教科書採択に直接の利害関係を有する者のほかに、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者が加わりました。このことに伴い、東京都教育委員会でも関係する文書の改訂を検討しています。本市においても東京都教育委員会の動向を踏まえ、東久留米市教科用図書採択要綱等を改訂していく予定です。

- 直原教育長 この件について、ご意見、ご質問等ありましたらいかがでしょうか。
- 尾関委員 「利害関係を有しないまでも、個別に」とありますが、具体的にはどういうことを指すのですか。
- 穴戸指導室長 「利害関係を有する」とは、これまで兼業兼職により実際に執筆等を行っていた者が利害関係を有する、ということになります。「利害関係を有しない」ということは、そういった金品等の授受がないことが先ずは前提にあり、そのうち、意見を単純に聞くということを行った教員も含まれることになります。
- 名取委員 この通知が出たことによる影響ですが、どういうことが考えられますか。今までは意見を聞かれても金品を受取することなく、「いい教科書ができるなら」ということでいろいろご意見を言っていた教員が教科書選定にかかわることができなくなる、ということになりますね。今後、これが発動されると実際に教科書がより良くなるのか、要するに、教科書の内容に実際の現場と離れてしまう可能性があるのか伺います。
- 穴戸指導室長 非常に難しいところだと思います。「利害関係を有する者」とは、逆に言うと、しっかりした見識を持ち、兼業兼職を校長がそれを認めて出している教員のことです。そういった方が、今度は明確な形で教科書会社と関係する可能性はあると思います。ですので、そういう兼業兼職を発令された教員がしっかりと対応していくことで、教科書の質が落ちないようになるだろうと思います。
- 名取委員 今まではそんなにしっかりと発令をしないで、事実上、協力していたこともあり得たということですか。
- 穴戸指導室長 これまでは、「利害関係を有しない場合」とは、「教科書会社がちょっとした意見を聞く」といったことだろうと思います。調査結果によると、今回はその部分で多くのかかわりがあったということです。
- 直原教育長 今までも執筆されていた方がいますが、きちんと手続きに則り、教育委員会の許可を得て兼業兼職が認められています。その部分は今後も変わりません。
- 名取委員 「教科書を使う立場の教員として何かご意見がありますか」と聞かれたとしても、今度は応じられなくなりますね。
- 直原教育長 私も新聞報道で承知している範囲ですが、現在、教科書会社で組織している教科書協会という団体があり、今までもありましたが、自主ルールを改訂しているそうです。「教科書発行者行動規範」というものですが、その中で、いつからいつまでは検定にかかわ

る期間だとか、あるいは、ここからは採択にかかわる期間だとかを限定して、その期間中は今おっしゃられたように単に意見を聞くということも控えようと。業界の中でそういうルールづくりが進んでいます。その動きをにらみながら、今度は教員の服務としてはどうなのかということになり、今度はわれわれの責任に及んできます。

今後、どこまで、どういう行動は許されて、どういう行動はだめなのか。あるいは、この行動は良いが、その代わりそれをやった人は教科書の調査員にはなれないとか。そういうルールを今後つくっていくことになると思います。

○名取委員 結局は、教員が一番苦勞されることですから、透明性が高まり、苦勞する教員が減ることにつながってほしいと思います。

○直原教育長 今後はルールを明確にしていくことが必要だと思います。

こちらで用意した報告事項は以上です。ほかにありますか。

○岡野図書館長 図書館からご案内があります。お手元にお配りしていますが、6月に、図書館で法律関係の講座を予定しています。今年度から新規事業で実施する「情報活用講座」の一環です。図書館では近年、市民それぞれの生活上の課題解決に役立つことに力を入れています。今回は個別の法律相談、起業したり介護したりする時などに起こってくる個別の問題解決ではなく、法的な、いわゆるリーガルマインドを育てていくという包括的な講座になります。「法律」はその役割と使い方を知れば、適切に問題を解決する能力を身に付けられ、あるいは、物事を筋道立てて考えていくことができる能力を上げていくことができます。対象は若い方で18歳以上としていますが、ご希望があれば中高生から参加してもらえる講座にしたいと考えています。講義だけではなく、ワークショップ形式で実施すると聞いています。講師は市内在住の図書館協議会委員である吉田利宏さんで、第六小学校の保護者の方でもあります。以前は衆議院法制局で法務に携わっていた方で、現在は著述業をされています。今年はこの講座をはじめとして、情報活用講座に力を入れてやっていきます。

○直原教育長 以上で報告を終了します。

この後、議案第21号は「東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱について」ということで人事案件になりますので非公開での審議となります。傍聴の方には申しわけありませんがここで退席をお願いします。

(傍聴者 退席)

(公開しない会議を開く)

---

※第5回定例会は非公開の人事案件の審議を行った後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成28年5月13日

教育長 直原 裕 (自 署)

署名委員 細 川 雅 代 (自 署)